



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

ニュースレターの日付
第1巻 第1号

2013年9月(第18号)

すっかり秋らしい陽気になりました。ようやく夏の暑さから解放されて、心身ともにほっとしますね。

「事務所だより9月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

この号の内容

- 1 残業代正しく計算していますか？
- 2 厚生年金保険料がアップします
- 3 最低賃金が改正されます
- 4 当事務所から

残業代を正しく計算していますか？

会社は従業員に時間外労働、休日労働、深夜労働を行わせた場合には、法令で定める割増率（時間外労働2割5分、休日労働3割5分、深夜労働2割5分）以上の率で算定した割増賃金を支払わなければなりません。割増賃金はその従業員の1時間あたりの賃金額をもとに計算しますが、今回は1時間あたりの賃金額を計算する上で注意すべきポイントをご紹介します。ポイントをおさえて、正しく残業代を計算しましょう。

1. 月給制の場合、各種手当も含めた月給を1ヵ月の所定労働時間で割って、1時間あたりの賃金額を算出しますが、以下の①から⑦は月給から除外することができます。

- ①家族手当 ②通勤手当 ③別居手当 ④子女教育手当
- ⑤住宅手当 ⑥臨時に支払われた手当
- ⑦1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金

2. 上記①から⑤の手当については、このような名称の手当であれば、すべて除外できるわけではなく、家族手当、通勤手当、住宅手当については次の条件を満たす場合に除外できます。

- ①家族手当 扶養家族のある従業員に対し、家族の人数に応じて支給するもの（扶養家族の有無、家族の人数に関係なく一律に支給するものは除外できない）
- ②通勤手当 通勤に要した費用に応じて支給するもの（通勤に要した費用や通勤距離に関係なく一律に支給するものは除外できない）
- ⑤住宅手当 住宅に要する費用に定率を乗じた額を支給するもの（住宅の形態ごとに一律に定額で支給するものは除外できない）

【詳しい内容はこちらをクリック】



<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040324-5a.pdf>

厚生年金保険料がアップします

厚生年金保険の保険料率は平成 16 年 10 月から平成 29 年度まで毎年 1,000 分の 3.54 ずつ引き上げられ、平成 29 年 9 月からは 1,000 分の 183 で固定されることになっています。

平成 25 年度も 9 月分（同年 10 月納付分）から 0.354%（坑内員・船員は 0.248%）引き上げられ 17.120%（坑内員・船員 17.440%）となりました。そのため、10 月支給の給料から控除する保険料より新保険料が適用されますので注意が必要です。（当月保険料をその月に控除している場合は 9 月支給の給料から新保険料を適用します）

なお厚生年金基金に加入している場合の保険料は上記と異なりますので、詳細は各厚生年金基金にお問い合わせください。



【詳しい内容はこちらをクリック】

<http://www.nenkin.go.jp/n/data/service/0000012996BOVV9Rykkc.pdf>

最低賃金が改正されます

会社は、法令上、国が定めた最低賃金額以上の賃金額を従業員に支払わなければなりません。最低賃金には、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の 2 種類があり、両方が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。

本年 10 月より地域別最低賃金が改定されます。改定後の全国加重平均額は 764 円（分布は 664 円～869 円）であり、これまで 11 の都道府県で地域別最低賃金が生活保護水準と逆転していましたが、改正後は北海道を除く 10 都道府県で逆転が解消されることとなります。

【主な地域の最低賃金】

東京都	869 円 (19 円 UP)	千葉県	777 円 (21 円 UP)
埼玉県	785 円 (14 円 UP)	神奈川県	868 円 (19 円 UP)
愛知県	780 円 (22 円 UP)	大阪府	819 円 (19 円 UP)



当事務所から



事務所日より 9 月号はいかがでしょう。

2020 年の東京オリンピック開催が正式に決定しましたね。当事務所からほど近いところにオリンピックのメイン会場となる国立競技場があります。これから大規模な改修工事が行われるようですが、どんなふうに変化してくのか楽しみに見守っていきたいと思っています。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 606 号
（社会保険労務士法人アシスト 21 内）

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-2958

Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美